

秋田市上下水道局告示第16号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の3の規定に基づき秋田市指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

令和6年5月29日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

業者名	代表者	所在地	指定年月日
イトウ管工	伊 藤 正 博	秋田市金足下刈字 林中51番地	令和6年5月22日